

第2回防府市手話言語条例検討委員会 会議録要旨

■開催日時・場所

日 時：令和7年3月13日(木) 午後2時から午後4時まで

場 所：防府市文化財郷土資料館2階講座室 （防府市桑山二丁目1番1号）

■次第

1. 議事

(1) 防府市手話言語条例（修正素案）について

(2) パブリックコメントについて

2. その他

■出席者名簿

【区分】	【所属団体等】	【氏名】
会 長	山口県立大学	勝井 陽子
副会長	山口県立大学名誉教授	藪本 知二
委 員	防府市障害福祉団体連合会	中村 信也
委 員	防府市聴覚障害者福祉会	赤井 正志
委 員	山口県聴覚障害者福祉協会	伊藤 利明
委 員	防府市身体障害者福祉センター	古谷 雄一
委 員	防府市学校教育課	荒瀬 淳子

■資料確認

事前配付資料及び当日追加資料の確認

・事前送付資料からの修正箇所を追加配布

■会議の進行

本委員会は公開とすることで合意。

会議録の作成・公表、録音の許可について了承。

■会議録

1. 議事

(1) 防府市手話言語条例（修正素案）について

【事務局説明】

第1回検討委員会での委員意見を資料1にて説明。

修正案について資料2・3・4にて説明。

○前文

- ・冒頭で、手話が独自の語彙や文法体系を持つ言語であることを明確に表現。
- ・触手話等視覚に限らない手話表現があるため、「視覚的に」という記載を削除。
- ・ろう者以外にも手話通訳者、家族、中途失聴者、難聴者等手話を必要とする方がいる

ことから、包括的な表現とするため「手話を必要とする人」を追加。

- ・ 権利条約や障害者基本法の条約番号、法律番号を追加。
- ・ 条例の制定目的が明確になるよう記載を修正。

○各条項

- ・ 条例の目的とする共生社会の実現には、手話の理解促進や普及に加え、手話を使用しやすい環境整備も不可欠であるため、第 1 条に「手話を使用しやすい環境の整備」を追加。
- ・ 前文の修正に合わせ、第 2 条第 2 号「手話関係者」を「手話を必要とする人」に修正。
- ・ 第 1 条の修正に合わせ、第 3 条に「手話を使用しやすい環境の整備」を追加。
- ・ 市の法務部局から、「基づき」は、条例・規則の第 1 条の趣旨規定の中で、その根拠を強調して示すときに用いるものであるとの指摘を受け、第 4 条の基本理念の「基づき」を「のっとり」に修正。また、手話の理解促進等を図る施策について、実行性のあるものとするため、「総合的かつ計画的に」を追加。
- ・ 第 6 条「ろう者及び手話関係者の役割」を削除し、第 5 条の第 2 項に「ろう者等の役割」として規定することとし、第 5 条の見出しを「市民等の役割」に修正。
※ろう者を含む全ての市民に、双方向から手話の普及等に協力してほしいため。
- ・ 第 6 条の「ろう者」を「ろう者等」に修正。
- ・ 第 7 条について、条例の枠組みの中で直接施策を推進するため、見出しを「施策の推進方針」から「施策の推進」に修正。「第 4 条の規定にのっとり」を追加。
第 1 号に「手話に対する理解促進及び手話の普及」をまとめた。
第 3 号の「手話による意思疎通」を「手話を使用しやすい環境の整備」に修正。
第 4 号の「手話通訳者の養成及び確保」を、手話奉仕員等の意思疎通支援者も含まれるよう「手話による意思疎通支援の養成及び確保」に修正。
第 5 号に「手話を学ぶ機会の確保に関する施策」を追加。
第 6 号の「災害時の支援」、第 7 号の「学校における手話の理解促進等」について、市として総合的かつ計画的に推進していくことが重要であるとの考えから、個別条項ではなく、第 7 条で規定することとした。
第 2 項に「関係者からの意見聴取」を追加し、施策の実効性を担保することとした。
- ・ 第 8 条に「事業者への支援」を追加し、手話を使用しやすい環境整備に取り組む事業者を市が支援していくこととした。

【質疑応答】

A 委員 手話が言語であること、手話を使う権利について、条例の中で明確にしてほしい。

A 委員 「手話を学ぶ機会の確保」、「学校における手話の普及」、「医療機関における手話の啓発」、「災害時の対応」については、第 7 条の「施策の推進」ではなく、個別の条項で規定してほしい。

B 委員 市は、市の責務（第 4 条）にのっとり、各施策を総合的かつ計画的に推進することとしているので、7 条でまとめて規定したほうがよい。

C 委員 委員案の「医療機関における手話の啓発」を「第 7 条 施策の推進」に組み込めないか。

D 委員 第 7 条第 7 号の「学校等における手話の普及」について、学校等を学校にすると、学生だけを対象にするように見えてしまう。手話に触れる機会は、幼児教育や地域社会にも広げるべきではないか。第 5 号の「手話を学ぶ機会の確保」との違いも不明瞭に思う。

事務局 各委員からのご意見をもとに、事務局で修正案を作成する。修正案の確認については、第 3 回検討委員会の開催も含め、改めて案内する。

(2) パブリックコメントについて

【事務局説明】

- ・ 条例案と関係資料を市ホームページ及び閲覧コーナー、公民館等で公表
- ・ 意見募集（30 日以上）
- ・ 意見の検討
- ・ 意見の概要と市の考え方をホームページで公表
- ・ 検討委員会において最終案を検討
- ・ 市議会に上程

※ 条例案は、手話による説明動画もホームページに掲載予定